

2025 年 8 月 22 日

一部改訂承認

一般社団法人 日本専門医機構

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

理事長 大森 孝一

生涯教育部専門医制度委員会

担当理事 小島 博己

担当理事 堀井 新

担当理事 朝蔭 孝宏

担当理事 守本 倫子

委員長 吉川 衛

新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準について（第八版）

2016 年度より一般社団法人 日本専門医機構による新専門医制度が開始され、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医の先生方の更新も、以下の基準で行われています。原則は、下記Ⅰの基準ですが、移行措置としては下記Ⅱの基準が適用されます。

I. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準について

移行措置による更新基準での認可更新後、随時、日本専門医機構による新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準による更新となります。診療実績、必要単位等、詳細については P2～11 をご参照ください。

II. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準（移行措置）について

（2015 年度から 2020 年度の移行措置期間中に活動休止した方）

更新基準は、旧基準と新基準の組み合わせとなり、更新手続きの年度により、更新基準が異なります。更新基準は、会員マイページの資格情報欄で確認してください。

III. 認定更新における特例措置（旧基準における 70 歳以上の専門医への特例）の廃止について

日本専門医機構による新専門医制度が導入される事に伴い、認定更新における特例措置が廃止されました。

I. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、日本専門医機構（以下機構）による新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医更新は以下のごとく、①勤務形態の自己申告、②診療実績の証明、③更新単位の取得をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）の更新については別に基準を定めます（別添資料 1）。また、経験の豊富なベテラン医師がその経験を後進の指導に有効に活用できるよう配慮する必要から、連続する 4 回目以降の専門医の更新を別添の手続きで実施できます。（別添資料 2）

以下に更新基準を記載します。ただし、この更新基準については今後必要に応じて見直しする可能性があります。なお、更新手続きは、会員マイページからのオンライン申請が可能です。

1、勤務形態の自己申告（必須）

5 年間のうち直近の 1 年間の実態を記載する（別表 1）。

勤務形態を証明する「自己申告書」として提出してください。（会員マイページのオンライン申請画面に入力）勤務形態については、直近 1 年間の実態を記載ください。申告が実態と一致しているか否かについて「勤務形態自己申告書：詳細」（様式 1）によって勤務実態を検証することがあります。様式 1 については耳鼻咽喉科領域専門医委員会（以下、領域専門医委員会）にて保管します。

2、診療実績の証明（必須）

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を以下により証明してください。

（更新回数が 3 回未満の専門医）

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の HP よりダウンロードした更新記録簿（エクセル様式）に記入し、領域専門医委員会での審査、認定を受けます。

5 年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例 200 症例（10 単位）（1 症例 / 週、毎年 40 症例（2 単位）を 5 年分）について、診療日時、性、年齢、病名分類、病名、検査、処置、所見、手術の有無、治療法、転帰、診療施設名、責任者氏名（印）を記載して提出してください。（会員マイページのオンライン申請画面に添付）一覧表には、1) 耳、2) 鼻・副鼻腔、3) 口腔咽喉頭、4) 頭頸部、の 4 領域の分類も記載してください。原則として 5 年間でそれぞれ最低 10 症例以上は記載してください。診療症例数 20 症例で 1 単位とします。診療しない期間が 6 カ月を超える場合は活動休止申請書を提出してください。

なお、公的機関（医薬品医療機器総合機構、日本医療研究開発機構、厚生労働省、国立感染研究所、外務省、防衛省等）において、医師免許を元に専門的な仕事に従事する場合は、在職証明書を職務内容と共に領域専門医委員会に提出してください。審査により承認されれば、在職期間中の職務を診療の実績として認めます。

(連続して3回以上資格更新を行った専門医(学会専門医を含める))

認定期間中に、自己学習を促進するとともに適切な診療能力の有無の判断を目的とした専門医更新のためのWebテストに合格してください。Webテストは日耳鼻会員マイページで解答し、100%の正答率で1)診療実績の証明10単位が付与されます。

詳細は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のHPに掲載します。

3、更新単位50単位(必須)

耳鼻咽喉科専門医資格更新に必要な単位の算定は以下に示す1)~4)の4項目の合計で行い、これを資格更新のための基準とします。4項目について5年間で取得すべき単位数を示します。

下記の項目で50単位以上の取得を必須とします。

項目	取得単位
1) 診療実績の証明 *2種類の基準があり、更新回数により異なります。 (※注)	10単位
2) 専門医共通講習 *2種類の基準があり、多様な地域での勤務経験により、必修講習の対象が異なります。(※注)	(専門医番号が1~29999までの専門医) *学会認定後、更新により機構認定専門医となった方は、多様な地域での診療実績があると見なします。 (専門医番号が30001~の専門医で、多様な地域での勤務が1年以上ある方) 最小3単位、最大10単位 (このうち3単位は必修講習)
	(専門医番号が30001~の専門医) *2022年度以降に専門医試験で合格し、機構認定専門医として認定された方 最小8単位、最大10単位 (このうち8単位は必修講習)
3) 耳鼻咽喉科領域講習	最小20単位
4) 学術業績・診療以外の活動実績	2~10単位
5) 日耳鼻総会・学術講演会	5年間に1回以上の出席(必須)
6) 日耳鼻秋季大会 (旧:専門医講習会)	5年間に1回以上の出席(必須)

1) 診療実績の証明(10単位)

診療実績の証明(必須)

専門医資格を更新するために、専門医としての診療実績、診療能力を以下により証明してください。

(更新回数が3回未満の専門医)

1年間に診療した耳鼻咽喉科疾患症例40症例について報告します。

1症例/週、毎年40症例(2単位)。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のHPよりダウンロードしたエクセルに記入し、領域専門医委員会での審査後、認定を受けます。

診療しない期間が6カ月を超える場合は活動休止申請書を提出してください。なお、公

的機関（医薬品医療機器総合機構、日本医療研究開発機構、厚生労働省、国立感染研究所、外務省、防衛相等）において、医師免許を元に専門的な仕事に従事する場合は、在職証明書を職務内容と共に領域専門医委員会に提出してください。審査により承認されれば、在職期間中の職務を診療の実績として認めます。

（※注）

（連続して3回以上資格更新を行った専門医（学会専門医を含める）

認定期間中に、自己学習を促進するとともに適切な診療能力の有無の判断を目的とした専門医更新のためのWebテストに合格してください。Webテストは日耳鼻会員マイページで解答し、100%の正答率で1）診療実績の証明10単位が付与されます。

詳細は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のHPに掲載します。

2）専門医共通講習（原則：専門医番号が1～29999：最小3単位～最大10単位、専門医番号が30001～：最小8単位から最大10単位）

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目で、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習を受講することが求められます。日本専門医機構、日本医師会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会（都道府県単位以上）、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催する講習会または領域専門医委員会で審議し機構によって認められた講習会とします。他の領域が主催する講習を受講しても、専門医共通講習については単位を算定できます。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。（1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上のものには2単位を上限とします。）講師については1時間につき2単位付与することができます（上限数制限なし）受講者の取得できる単位数は、一つのカテゴリーにつき、1日あたり2単位を上限とします。

E-learning（5題以上のe-testingを含む）についても、受講を証明できるならば単位として認めることができます。営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

（※注）

必修講習A（3項目）、B（5項目）および任意講習C（2項目）に区分され、必修講習A、Bの合計8項目は更新者全員の受講を必須とします。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合は、必修講習B（5項目）を免除（次回更新以降も免除）します。また学会専門医から更新した機構専門医も、すでに多様な地域における診療実績と見なします。

（多様な地域における診療実績について）

多様な地域とは、原則、当該医師の専門研修を開始した時点における耳鼻咽喉科の足下充足率が0.8以下の都道府県とします。足下充足率については、新たに示されるまでは、2018年版を用いることとします。

専攻医期間中に1年間以上、該当する地域で研修を行った方、または、専門医取得後、1回目の更新までの期間に1年間以上、該当する地域で勤務した方は、日耳鼻専門医制度委員会に連絡してください。審査により承認されれば、多様な地域における診療実績として認めます。

（申請方法について）

申請方法は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のHPに掲載いたします。

	講習会名	必修、任意 の区分	更新期間（5年間）での必修（1単位）の対象 ●必修 ○任意		
			専門医番号 1～29999	専門医番号 30001～（多様な地域 における診療実績1年 以上： <u>あり</u> 、届出制）	専門医番号 30001～（多様な地域 における診療実績1年 以上： <u>なし</u> ）
1	医療安全	必修講習A	●	●	●
2	感染対策	必修講習A	●	●	●
3	医療倫理	必修講習A	●	●	●
4	医療制度と法律	必修講習B	○	○	●
5	地域医療	必修講習B	○	○	●
6	医療福祉制度	必修講習B	○	○	●
7	医療経済（保険医療等）	必修講習B	○	○	●
8	両立支援	必修講習B	○	○	●
9	臨床研究・臨床試験	任意講習C	○	○	○
10	災害医療	任意講習C	○	○	○

3）耳鼻咽喉科領域講習（最小20単位）

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が定める講習会〔注1〕等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。1時間の講習受講が1単位となります。領域専門医委員会で、審査、認定します。

耳鼻咽喉科領域講習は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会に関連する学会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が主催または後援する講演会および研修会、地方部会、耳鼻咽喉科医会（都道府県単位以上）、新制度における専門研修基幹施設および連携施設が主催するものに限られます。

営利企業が主催するものは含めません。また共催するものは原則としてこれに含めません。（ただし、領域専門医委員会で審査し、機構によって認められたものについてはこの限りではありません。）

講習会講師については1時間につき2単位付与することができます。（上限数制限なし）

	講習会名	単位
①	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 総会・学術講演会（講習会）	1時間1単位（上限8単位）
②	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 秋季大会（専門医講習会）	1時間1単位（上限8単位）
③	指導医講習会	1時間1単位（上限1単位）
④	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が定める講習 会・研修会〔注1〕	1時間1単位（上限2単位）
⑤	補聴器講習会	1時間1単位（上限2単位）
⑤	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会に関連する学 会〔注2〕	1時間1単位（上限2単位）
⑦	地方部会での講習・講演会	1時間1単位（上限1単位）
⑧	その他認定されたセミナー	1時間1単位（上限1単位）

単位数の上限は、更新期間の上限ではなく、1回の開催における上限です。

4) 学術業績・診療以外の活動実績 (2～10 単位)

領域専門医委員会の認定する学術集会に参加し、自己学習することが必要です。それぞれの学術集会の認定単位は以下に示します。会員 IC カードでの受付により取得できる単位です。領域専門医委員会で管理するシステムを利用し、審査、認定します。

学術集会参加による単位認定は 5 年で上限 6 単位です。学術集会の発表、論文執筆その他を加えることで合計 10 単位まで取得可能です。

	学術集会名	単位
①	日耳鼻総会・学術講演会ならびに関連する学会 [注 2] *秋季大会 (旧: 専門医講習会) は学会集会参加による単位は付与されません。	2 単位
②	地方部会 [注 3]	1 単位
③	認可された学術集会 [注 4-7]	0.5 単位

なお、上記の学会において下記のとりの単位が取得可能です。

		単位
①	筆頭発表者、第 2 発表者	1 単位
②	司会、座長	1 単位

また、ピアレビューを受けた内外論文は下記のとりの単位が取得可能です。

		単位
①	筆頭著者	2 単位
②	共著者	1 単位

1年間以上、学校医をされている場合は下記のとりの単位が取得可能です。

複数校の学校医をされている場合も取得できる単位は同じです。

更新手続き時に委嘱書のコピーを提出してください。

	単位
学校医	2 単位 (上限 2 単位)

休日・夜間当番医等の地域の時間外・救急対応 (※) を認定期間中に 1 回以上、引き受けた場合は下記のとりの単位が取得可能です。

更新手続き時に公的機関等からの委嘱状、依頼状等のコピーを提出してください。

(※) 通常の診療時間以外に、公的機関等により委嘱されて行う診療とします。

	単位
休日・夜間当番医	2 単位 (上限 2 単位)

【注 1】

講習会・研修会とは日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が主催または後援する下記のことを指します。

産業環境保健講習会 (騒音性難聴の部)、身体障害者福祉医療講習会、嚥下障害講習会、学校保健研修会、医事問題セミナー、補聴器適合判定医師研修会、音声言語機能等判定医師研修会、日本嚥下医学会嚥下機能評価研修会

【注 2】

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会に関連する学会は下記のものが対象となります。

日本聴覚医学会、日本めまい平衡医学会、日本耳科学会、日本鼻科学会、日本気管食道科学会、日本気管食道科学会専門医大会、日本頭頸部癌学会、日本音声言語医学会、日本顔面神経学会、日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会、日本小児耳鼻咽喉科学会、耳鼻咽喉科臨床学会、日本口腔・咽頭科学会、日本喉頭科学会、日本頭頸部外科学会、日本嚥下医学会

【注 3】

地方部会の学術講演会や講習会で、その記事（演題名および演者名の掲載を含む）が日耳鼻会報に掲載されるもの。

【注 4】

地方部会主催の学術集会

耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、4時間を超えるものは地方部会学術講演会（1単位）と同等に扱います。

【注 5】

耳鼻咽喉科医会主催の学術集会は、原則として都道府県単位以上の医会の主催するものとし、耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。

【注 6】

専門研修基幹施設および連携施設の学術集会

内容および規模は「予め認可された学術集会」の条件と同様です。施設内のみならず施設外の専門医（例えばその地域の専門医など）にも開放され、実際にその参加がある学術集会であること。施設内のメンバーのみで行う症例討論会、抄読会などは含みません。

耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。

【注 7】

予め認可された学術集会の認可基準

耳鼻咽喉科専門医である主催責任者より提出された認可申請者を、専門医制度常任委員会で審議し、さらに理事会で審議、承認されたもの。

- a) 認可を申請する主催責任者は、日耳鼻学会、地方部会、関連する学会・研究会、都道府県医会の理事、評議員、運営委員、世話人など、または専門研修基幹施設および連携施設の指導責任者であること。
- b) 内容は耳鼻咽喉科、頭頸部外科またはその関連領域にまたがる学術集会、実技講習会であること。申請書類には内容を明記し、必ずプログラム（またはその原稿）を添付すること。
- c) 耳鼻咽喉科領域講習として認可された時間（1時間）を除き、時間は2時間以上（学術集会の正味時間であって懇親会などは含めません）。
- d) 参加者数は原則として専門医 10 名以上が参加する学術集会であり、専門医以外の参加者も望ましい。ただし、地域、学術集会の性質などを、事情によって考慮することがあります。
- e) テーマ、内容が多岐にわたることが必要で、原則的には同一または類似のテーマ、分野に片寄らないようにする。また、行われた学術集会に関して適宜事後報告を求めることがあります。

主催責任者の留意点

- a) 営利団体が主催するまたは共催するセミナーは原則としてこれに含めません。製薬会社の薬品説明、懇親会などは学術集会には含まれません。
- b) プログラムには必ず開始と終了時間を明記してください。
- c) 学術集会の内容が、特別講演一題のみの場合は、原則として認められません。
- d) 保険医療に関する事項は学術集会の時間には含まれません。
- e) 耳鼻咽喉科に全く関連しない他科領域は、学術集会の規定の時間には含まれません
が、医療安全管理やリスクマネジメント等耳鼻咽喉科専門医に必要な内容であれば認められます。

別添資料 1

特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合

I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応

活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、活動休止期間中はホームページの自己紹介やSNSなど手段・方法を問わず、資格として「耳鼻咽喉科専門医」を称することはできません。また、更新のための単位取得はできません。ただし、講習会の参加は可能です。2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを提出して、上記委員会の承認を受けます。休止期間は連続して5年間を上限とします。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。

資格更新	更新 2 年	更新 4 年	資格更新	更新 3 年	資格更新
		病気療養 ↓	軽快復職 ↓		
	専門医	活動休止	専門医	専門医	
		↑ 休止申請	↑ 休止終了		
	更新単位 a		単位 b	更新単位計 50 単位	

更新単位 a+b=50 単位

II. 上記 I 以外の理由により規定更新単位を満たせなかった場合

何らかの事情のため規定の更新単位を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、領域専門医委員会の審査を受けなければなりません。審査において、正当な理由があると認められた場合は失効後 1 年以内に更新基準をみたすことで専門医資格を復活することができます。（失効後復活までの期間は専門医ではありません。）

過去に学会あるいは機構認定専門医であったが、何らかの理由で資格を失った場合、資格喪失の理由書を添えて資格回復の申請を行い、上記委員会で認められた場合は、5 年後に更新基準を満たすことにより資格を回復できます。

III. 下記の場合は領域専門医委員会で審査し、機構承認の上資格を剥奪することができます。

公序良俗に反する場合

正当な理由なく資格更新を行わなかった場合

【表 1】勤務形態の自己申告（必須）

正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

勤務形態については、直近 1 年間の実態を記載ください。

1 週間あたりの診療関与日数

勤務形態（主に従事する医療機関は必須：a, b, c のいずれかを選択）

a, 病院 _____ 科常勤医師として勤務している
勤務先（ _____ ）
(はい、いいえ)

b, 診療所 _____ 科常勤医師として勤務している
勤務先（ _____ ）
(はい、いいえ)

c, 病院または診療所 _____ 科を非常勤医師として勤務している
(はい、いいえ)
勤務先（ _____ ） _____ 日 / 週
勤務先（ _____ ） _____ 日 / 週
勤務先（ _____ ） _____ 日 / 週

* 複数ある場合はすべて記載してください

d, その他
勤務先（ _____ ） _____ 日 / 週

【様式1】勤務形態自己申告書：詳細

1. 診療活動	小計	() 日/週
・一般外来診療	() 日/週	
・救急外来診療	() 日/週	
・入院診療	() 日/週	
・臨床検査	() 日/週	
・手術	() 日/週	
・その他	() 日/週	
2. 診療管理と教育活動	小計	() 日/週
・カンファレンス	() 日/週	
・診療に関わる委員会活動	() 日/週	
・学生・研修医・専攻医指導	() 日/週	
・メディカルスタッフ指導	() 日/週	
3. その他の臨床活動	小計	() 日/週
・健康相談	() 日/週	
・臨床に係る書類作製	() 日/週	
・その他	() 日/週	
4. 専門医として相応しい病院外での医療活動	小計	() 日/週
・内容記載→	() 日/週	
・内容記載→	() 日/週	

Ⅱ. 新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の更新基準（移行措置）について

（2015 年度から 2020 年度の移行措置期間中に活動休止した方）

- ・更新手続きの年度が、2015 年度から 2020 年度の移行期間中に活動休止した方が対象となります。
- 更新基準は、旧基準と新基準の組み合わせとなり、活動休止する前の更新手続きの年度により、更新基準が異なります。更新基準は、会員マイページの資格情報欄で確認してください。

1、認定機関の変更

更新手続きの年度	更新基準	認定機関
2015 年（平成 27 年）度	旧基準	日本耳鼻咽喉科学会
2016 年（平成 28 年）度から 2019 年（平成 31 年）度	新基準を基にした移行措置による新要件	日本専門医機構
2020 年（令和元年）度から	新要件	日本専門医機構

2、更新要件の変更（新要件）

以下の要件を達成してください。

なお、移行措置による認定更新後は、随時、新基準（Ⅰ参照）が更新基準となります。

項目	取得単位
1) 診療実績の証明	毎年 2 単位（1 年間で 40 症例以上） （必要な単位は、各自、更新手続き年度による。）
2) 専門医共通講習	5 年間で最小 3 単位、最大 10 単位 （必要な単位は、各自、更新手続き年度による。）
3) 耳鼻咽喉科領域講習	5 年間で最小 20 単位 （必要な単位は、各自、更新手続き年度による。）
4) 学術業績・診療以外の活動実績	5 年間で 0～10 単位 （必要な単位は、各自、更新手続き年度による。）
5) 旧制度での単位取得	旧制度での単位取得 1 年間（50 単位）～4 年間（200 単位） （必要な単位は、各自、更新手続き年度による。）
6) 日耳鼻総会・学術講演会または日耳鼻秋季大会（旧：専門医講習会）への出席	5 年間でどちらか 1 回以上の出席（必須）

なお、6)については、移行措置による認定更新後は、日耳鼻総会・学術講演会および日耳鼻専門医講習会に5年間でどちらも各1回以上の出席が必須となります。

1), 2), 3), 4)の詳細は、新基準（I）を参照してください。

活動休止する前の 更新手続きの年度	新基準					旧基準
	1) 診療実績の 証明	2) 専門医共通講習	3) 耳鼻咽喉 科領域 講習	4) 学術 業績・診 療以外の 活動実績	1)～4) の合計	5) 旧制度 での単位
2016 (H28) 年度 (認定期限:平成 29 年 3 月 31 日)	2 単位 40 症例/1 年間 (H28 年 1 月～H29 年 3 月)	最小 1 単位 最大 2 単位 <u>(必須 3 つのうち 1 つ)</u>	最小 4 単位	0～2 単位	10 単位	200 単位 以上
2017 (H29) 年度 (認定期限:平成 30 年 3 月 31 日)	4 単位 80 症例/2 年間 (H28 年 1 月～H30 年 3 月)	最小 2 単位 最大 4 単位 <u>(必須 3 つのうち 2 つ)</u>	最小 8 単位	0～4 単位	20 単位	150 単位 以上
2018 (H30) 年度 (認定期限:平成 31 年 3 月 31 日)	6 単位 120 症例/3 年間 (H28 年 1 月～H31 年 3 月)	最小 3 単位 最大 6 単位 <u>(必須 3 つすべて)</u>	最小 12 単位	0～6 単位	30 単位	100 単位 以上
2019 (H31) 年度 (認定期限:平成 32 年 3 月 31 日)	8 単位 160 症例/4 年間 (H28 年 1 月～H32 年 3 月)	最小 3 単位 最大 8 単位 <u>(必須 3 つすべて)</u>	最小 16 単位	0～8 単位	40 単位	50 単位 以上
2020 (H32) 年度 (認定期限:平成 33 年 3 月 31 日)	10 単位 200 症例/5 年間 (H28 年 1 月～H33 年 3 月)	最小 3 単位 最大 10 単位 <u>(必須 3 つすべて)</u>	最小 20 単位	0～10 単位	50 単位	なし

(旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い)

2017 年 3 月以前に専門研修を開始した方々は学会専門医認定を受けることになります。その方々は学会専門医認定の 5 年後に機構認定専門医更新の対象となります。

特別な事情（海外留学、出産、病気療養など）により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方で学会専門医をめざし、合格 5 年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2020 年 4 月以降は一定の期間、学会専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することになります。

この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。

なお、学会専門医試験不合格者は従来の方で学会専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経ていない方が機構専門医を取得するためには学会専門医に一旦合格する必要があります。

Ⅲ. 認定更新における特例措置（旧基準における 70 歳以上の専門医への特例）

の廃止について

日本専門医機構による新専門医制度における耳鼻咽喉科専門医の認定更新基準の変更に伴い、認定更新における特例措置（学術集会参加義務免除、更新料の免除）が 2016 年度から廃止され、2016 年 4 月 1 日より全ての専門医に学術集会への参加義務が課されることとなりました。これまで義務が免除されている 70 歳以上の専門医についても学術集会への参加義務が生ずることとなります。更新要件は、69 歳以下の専門医と同等となります。